



皆さんは普段から災害の備えをしていますか。
令和7年度から新たに市民のみなさまを対象とした
防災用品購入を支援する補助金をご利用いただけます。

朝来市では、各家庭で災害へ備えていただくために
家庭用防災用品の購入費用の一部を補助します。
(朝来市家庭用防災用品購入支援補助金)



(1) 補助対象者

朝来市内に住所を有し、既にこの補助金又は他の地方公共団体等による
同様の補助を受けていない世帯（申請は同一世帯につき、1回に限ります）

(2) 補助対象品目

◎防災セット（既製品）

・食料品、飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯トイレその他の防災用品で
リュックサック等の非常用持ち出し袋類と一式で販売されているもの

◎補充用品

・既に所有している防災セットの内容品を更新又は追加する場合
※追加購入の場合は、補助対象品目に該当するか防災安全課へ事前に確認
してから購入してください。

(3) 補助率及び上限額

防災用品購入費の2分の1で上限5,000円の補助

(4) 申込期間

令和7年6月2日（月）～令和8年1月30日（金）

※₁ 令和7年5月1日以降に購入したものに限りです。

※₂ 予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了します。



申請方法及び問い合わせ先は裏面をご覧ください。



皆さんは普段から災害の備えをしていますか。
災害から自分や家族の命を守るのは「自分自身」です。

(5) 申請方法

【提出書類】

- ①家庭用防災用品購入支援補助金交付申請書兼請求書
- ②添付資料

◆領収書又はレシートの写し

◆購入した家庭用防災用品のカタログ又はその内訳が分かる写真

※申請書は防災安全課、各支所に準備しているほか、HPからダウンロードできます。



【申請書の提出先】

市役所本庁舎 危機管理部防災安全課
もしくは、各支所 窓口に提出してください。

なお、下記URLやQRコードからオンライン申請も受け付けております。

<https://logoform.jp/form/qL8q/1005534>
※令和7年6月2日より利用可能



(6) 注意事項

○補助対象外となる補充用品については、補助金を支給できません。

詳しくは、購入前に対象品目に該当するか防災安全課に確認してください。

(補助対象外の一例)

- ・通販の場合の手数料、送料
- ・非常時に持ち出しするものではないもの
感電ブレーカー、ガラス飛散防止フィルムや家具転倒防止ストッパーなど
- ・非常用持出袋に入らないもの
テント、エアマット、折りたたみベッド、ポータブル電源、カセットコンロ等

お問い合わせ



朝来市危機管理部防災安全課 TEL:079-672-6112